

企画競争の実施公告

下記のとおり、公告します。

記

1 公告事項

令和8年度 国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売：一次）

2 製品システム販売の目的

国有林材の安定供給システムによる販売（製品販売）（以下「システム販売」という。）は、需要の拡大や販路の確保が必要な一般材及び低質材の計画的、安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的とするものである。

要件を満たす本企画競争への参加を希望する者（以下「協定希望者」という。）が提出する「国有林材の安定供給システム申請書」（以下「申請書」という。）等に基づき、企画競争方式による選定を通じて、四国森林管理局長（以下「森林管理局長」という。）との国有林材の販売に関する相互協定（以下「協定」という。）を締結した上で、森林管理署又は森林管理事務所（以下「森林管理署等」という。）の長がその協定に基づき、国有林材を販売するものである。

3 システム販売の協定期間

協定締結年月日から令和9年3月31日まで。

4 システム販売予定物件の概要

- (1) 「国有林材の安定供給システム販売予定計画」に示す物件とする。
- (2) 販売予定数量については、収穫調査に基づく概数であること、国有林野事業の進捗及び原木の出材状況等により、変動が生じるものであることから、これを確約するものではない。
- (3) 「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書」（以下「企画提案書」という。）に示す銘柄別の販売予定数量については、協定希望単価の算出のために、過去の実績を示したものであり、実際に出材される銘柄別の販売予定数量とは異なるものである。
- (4) システム販売予定物件における樹材種等は、「スギ」、「ヒノキ」については、小径木を含む一般材、「低質材N」については、針葉樹の低質材である。
- (5) 販売予定物件は、間伐による素材の販売が主体であるが、主伐による素材の販売を予定するものがある。

5 システム販売の対象となる協定希望者の要件等

- (1) システム販売の対象となる協定希望者

システム販売の対象となる協定希望者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 製材工場等

製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合及びその他木材加工事業者をいう。

イ 原木市場等

原木市場、素材生産業者、木材輸出業者及びその他木材流通機能を有する事業者をいう。

ウ 製材品需要者

住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者をいう（製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）。

- (2) 協定希望者の要件

協定希望者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならないものとする。

- ア 令和7年度から令和11年度の林産物の売扱に係る一般競争参加資格を有していること。
- イ 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること。
- ウ 社会保険等に加入していること。
- エ 買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること
ただし、同時に複数の物件に対して申請を行う場合は、その合計買受希望数量に対して、十分な生産、加工又は流通等の実績があること。
- オ 森林管理局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- カ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19林経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- キ 製材工場等について、出荷製材品についてJAS規格が制定されている製材工場等については、JAS認証工場であること。
- ク 原木市場等のうち、原木市場及び素材生産業者については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は製材工場等との共同申請であること。
- ケ 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申請であること。
ただし、製材工場等との共同申請かつ製材工場等が本公告5(2)アの要件を満たす場合は、製材品等需要者が本公告5(2)アの要件を満たす必要はないものとする。
- コ 審査（企画提案の概要等を含む。）及び協定締結に係る結果の公表に同意できること。
- サ 協定希望者が素材の長級及び径級の計測、品等の区分及び格付、帳票の作成及び提出等に関する業務の請負（以下「検知業務請負」という。）を実行できる者であること又は協定希望者が検知業務請負を実行できる者と連携協定を締結していること。
なお、国は素材の検知に係る費用のみを負担するものとし、協定希望者が検知業務請負を実行できる者と連携協定を締結する場合にあっては、申請書の提出をもって権限等に係る費用やその取扱いを双方で定めたものとみなす。
また、検知業務請負は、森林管理署等の長が検知業務請負を実行できる者と契約を締結することにより行うものとする。なお、契約の締結は予算示達がなされることを条件とする。
- シ 本公告に定める地域において素材の検知、引渡等の作業が可能な（十分な広さのある）場所かつ協定希望者が引渡を希望する場所（以下「引渡希望場所」という。）を確保していること。
- (3) 素材の検知業務請負を実行できる者の要件
- 素材の検知業務請負を実行できる者（以下「検知業務者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならないものとする。
- ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」の資格を有した者であること。
- ウ 令和07・08・09年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「四国」を選択している者であること。
- エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 以下の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。
(ア) 以下のa及びbに該当すること。
a 素材の検知業務請負又は同種業務の実績を有する者であること
b 素材の検知業務に関する2年以上の経験及び検知業務に関する技術をすると認められる者を配置できること。

- (イ) 引渡希望場所で自動選別機による検知が可能な者であること
カ 社会保険等に加入していること。
キ 森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号 林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

6 企画提案の要件

企画提案は、森林管理局長が定める企画提案書の様式により行うものとし、企画提案の内容が確認できる書類を添付するものとする。

7 申請書等の作成

申請書等は、「企画競争説明書」を確認の上、その内容に沿って作成するものとする。

8 申請方法及び申請期限等

(1) 申請方法

申請書に企画提案書等の関係書類を添付して持参若しくは郵送又は電子媒体（電子データを可とする。）により申請すること。

(2) 申請期間

令和8年2月2日から令和8年2月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時00分までを除く。）。

申請に係る様式等は、四国森林管理局ホームページからダウンロードすることにより取得できる。

(3) 申請期限

令和8年2月20日（金）午後5時00分必着

(4) 申請先

ア 持参若しくは郵送による申請先

〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3番30号

四国森林管理局森林整備部資源活用課（四国森林管理局本庁舎4階）

イ 電子媒体による申請先

E-Mail : shikoku_katuyo@maff.go.jp

(5) 申請書類

ア 国有林材の安定供給システム申請書

イ 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

ウ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し

エ 保有する資格を証する書類の写し（林産物売扱に係る一般競争参加資格、

JAS認証、森林認証等）

オ 出荷先との取引協定書の写し

カ 検査業務請負の有資格等を証する書類等

キ 引渡希望場所の条件等に関する書類等

ク 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書

ケ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書に係る添付書類

コ その他必要な書類

9 協定予定者の選定等

協定を締結することが適當と認められる者（以下「協定予定者」という。）の選定は、以下により行うものとする。

(1) 企画提案項目

「国有林材の安定供給システム審査基準及び配点表」（以下「審査基準等」という。）に基づき、審査を行うものとする。

ア 価格点については、審査基準に従いその配点を付与するものとする。

イ 取組評価点①から⑩については、評価項目ごとに審査し、審査基準等に従いその配点を付与するものとする。

ウ 減点①については、協定者の責に帰すべき事由により企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていない者であると判断した場合であって、その対象とする協定の協定期間終了後、最初に実施するシステム販売に対して、同一の者が申請した場合（共同申請で代表者が同一の者の場合を含む）に、審査基準等に従いその配点を減ずるものとする。

エ 減点②については、システム販売の合計期間に応じてその配点を減ずるものとする。

オ 取組評価点及び減点については、共同申請による場合は、単純平均とするものとする。

ただし、取組評価点⑥及び減点①は、最小点数であった者の点数を採用するものとする。

（2）協定予定者の選定

森林管理局長は審査基準に基づく審査の結果、申請物件ごとに、得られた点数が最も高い者を協定予定者として選定する。

なお、本公告に定める協定希望者及び検知業務者の要件を満たしているか審査を行い、要件のすべてを満たさなければ、協定予定者を選定しないものとする。

加えて、取組評価点及び減点の合計がマイナスとなる場合又は適切な協定予定者がいない場合にあっては、協定予定者を選定しないものとする。

（3）審査結果の通知

審査結果は、森林管理局長から協定予定者へ通知する。

なお、協定予定者としなかった申請者に対しても、その旨を通知する。

10 協定締結にあたって付する条件等

森林管理局長は、審査結果の通知後において、本公告10、11及び12に定める各事項、提案された購入希望単価を勘案して作成した銘柄別の協定販売価格（1m³あたり単価）（以下、「協定販売価格」という。）について、協定予定者へ提示し、双方が合意した場合に協定を締結するものとする。なお一般材の協定販売価格については低質材の協定販売価格を下回らないこととする。

（1）目的外処分の制限

協定を締結した者（以下「協定者」という。）は、本協定に基づいて購入した物件を目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことができない。

（2）企画提案内容の遵守等

ア 協定者は、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

イ 森林管理局長は、申請書において企画提案された取組事項等の履行状況について必要に応じて確認するものとし、相違が認められる場合又は内容の根拠を確認する必要が生じた場合には、協定者に対して指導を行うことができるものとする。

（3）実行結果の報告等

ア 協定者は、協定期間の終了後、1箇月以内に「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書」により、森林管理局長に企画提案内容の取組状況について報告を行うものとする。

イ 報告は、持参若しくは郵送又は電子媒体により森林管理局長に提出するものとする。

提出先は、本公告8（4）に定めるところによるものとする。

ウ 協定者は、森林管理局長が行う報告の内容の確認に協力するものとする。

エ この報告の内容については、公表することがある。

（4）協定の解除

森林管理局長は、本公告10（1）に反していた場合又は次の一に該当する場合は協定を解除することができるものとする。

ア 協定者が犯罪その他信用を失う行為を行ったとき

イ 協定者が正当な理由なくして協定書及び売買契約書の規定に違反したとき

ウ 協定者が暴力団排除に関する特約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき

エ 協定者又は検知業務者が協定期間に本公告に定める要件を失ったとき

オ その他本公告に反する行為を行ったとき

(5) 損害賠償

本公告10（4）により協定を解除した場合は、協定者は、その解除によって生じる損害の賠償を請求をできないものとする。

(6) 協定数量の取扱い

協定数量は、実施公告に記載する物件ごとの販売予定数量の総量とする。

(7) 引渡希望場所の管理等

本公告に定める物件において引渡希望場所の利用に係る管理及び費用負担は、すべて協定希望者が負うものとする。

(8) 協定者等による素材の管理

協定者及び検知業務者は、素材が引渡場所に荷卸しされた以後における素材の管理を善良な管理者の注意をもって行うものとする。

(9) 素材の梱積等の取扱い

協定者は、素材の検知以後における梱積等の費用を負担するものとする。

(10) 売買契約等の履行

協定者は、契約締結後において国有林野産物売払規程（以下「産物売払規程」という。）及び国有林野事業林産物売買契約約款（以下「売買契約約款」という。）等の規定に基づき、物件の種類、品質又は数量等が契約の内容に適合しないものであっても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(11) 合法材等に関するPR

協定者は、国有林材が合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを一般需要者にPRするよう努めるものとする。

(12) 協定販売価格の見直し

令和8年9月期において、森林管理局長は協定者と協議の上、市況を踏まえた協定販売価格の見直しを行うものとする。

(13) 特別の事情がある場合等における取扱い

ア 特別の事情がある場合は、協定内容や協定数量を変更することがある。

イ 緊急に公用、公共用又は公益事業の用に供する必要があると認められる場合は、協定に関わらず、国有林材の供給を他者へ行うことができるものとする。

ウ 特別の事情がある場合における協定内容等の変更にあたっては、「国有林材の安定供給システム協定書」第10条に定める協議により、その取扱いを決定するものとする。

エ 協定販売価格について、市況変動等の特別な事情が生じた場合にあっては、双方協議の上、変更することができるものとする。

(14) その他

協定者は、森林管理局長及び森林管理署等の長が求める製品システム販売に係る関係書類の提出について、これを履行するものとする。

11 林産物の売買契約の締結等に関する留意事項

協定締結後における林産物の売買契約の締結等に関する留意事項については、次に提示するものとする。

(1) 林産物の販売方法

ア 協定者は、林産物の販売にあたり、引渡場所における樹種、材積等の確定をもって、産物売払規程及び売買契約約款等を承諾の上、森林管理署等の長との売買契約を締結するものとする。

イ 共同申請により協定を締結したときは、共同申請を行った者の代表者と売買契約を締結するものとする。

(2) 販売価格の決定

ア 販売価格は、国の予定価格以上かつ確定した材積に協定販売価格を乗じて算出された総額以上とする。

イ 販売価格は、確定した樹種別の産地ごとに集計した銘柄別の材積に、協定販売価格を乗じて算出するものとする。

なお、樹種別の梱積（巻立）ごとに算出した販売価格計算結果についても、それを明らかにして示すものとする。

ウ システム販売は、協定者に対して、安定的、計画的に国有林材の供給を行うものであることから、予約割増率を適用するものとする。

(3) 合法材等に関する証明方法

ア 販売物件が持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである旨の証明は、売買契約書への記載により証明するものとする。

イ 販売物件が間伐材又は間伐材等由来の木質バイオマスである旨の証明は、素材（桿）ごとに売買契約書に付する売買物件の内訳への記載により証明するものとする。

ただし、販売物件が一般材かつ分別管理された間伐材のみであるときは、当該物件が間伐材であること、販売物件が低質材のみであるときは、当該物件が間伐材等由来の木質バイオマスであることであることを売買契約書への記載により証明するものとする。

(ア) 契約担当官等は、素材（桿）が一般材かつ分別管理された間伐材であるときは、販売物件が間伐材である旨を内訳に記載するものとする。

(イ) 契約担当官等は、素材（桿）に主伐による素材があるときは、素材（桿）が間伐材である旨を内訳に記載しないものとする。

(ウ) 契約担当官等は、販売物件が低質材であるときは、販売物件が間伐材等由来の木質バイオマスである旨を売買物件の内訳に記載するものとする。

(エ) 買受人は、本公告11(3)イ(イ)により間伐材である旨の証明がない素材（桿）があり、本公告11(3)イ(ウ)に該当しないときは、契約担当官等に対して当該素材（桿）が間伐材等由来の木質バイオマスである旨の証明を求めることができるものとする。

ただし、当該素材（桿）の売買契約を締結した後でなければ、買受人は、本証明を求めることができないものとする。

(オ) 契約担当官等は、本公告11(3)イ(エ)による買受人の求めがあったときは、当該素材（桿）が間伐材等由来の木質バイオマスである旨を証する書面を発行するものとする。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 物件の引渡し等

ア 物件の引渡しは、現納代金の全部の納付を確認した後、売買契約書に記載する方法により行うものとする。

イ 物件の所有権は、引渡を行った際に移転するものとする。

(6) 物件の搬出期限等

売買物件の搬出期限は、引渡しの日から起算して30日とする。

12 審査及び協定締結に係る結果の公表

森林管理局長は、審査及び協定締結に係る結果のうち、申請件数、協定者、協定数量及び協定者に係る企画提案の概要等を森林管理局ホームページ等により公表するものとする。

13 変更協定又は解除協定の締結等

(1) 変更協定の締結等

森林管理局長は、協定に基づく林産物の販売数量が協定の締结合計数量に対して3割を超過することが見込まれる場合は、協定者と協議の上、変更協定を締結することができるものとする。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、森林管理局長が協定を変更し、協定者に書面により通知するものとする。

(2) 解除協定の締結等

森林管理局長は、必要と認められる場合は、協定者と協議の上、解除協定を締結するものとする。

ただし、協定者が協定書に定める規定に反していた場合は、森林管理局長が協定を解除し、協定者に書面により通知するものとする。

14 実施公告及び申請様式等

(1) 企画競争の実施公告【一式】

・企画競争の実施公告

・国有林材の安定供給システム販売予定計画

- ・暴力団排除に関する誓約事項
 - ・国有林材の安定供給システムに係る審査基準及び配点表
- (2) 企画競争説明書【一式】
- ・「国有林材の安定供給システムによる販売」企画競争説明書
 - ・国有林材の安定供給システム申請書
 - ・国有林材の安定供給システムに係る企画提案書
- (3) 国有林材の安定供給システム協定書（案）【一式】
- ・国有林材の安定供給システム協定書（案）
 - ・国有林材の安定供給システム協定販売価格（案）
 - ・国有林材の安定供給システム変更協定書（案）

15 照 会 窓 口

部 局：農林水産省林野庁
四国森林管理局森林整備部資源活用課
担 当：長期安定供給企画官、素材供給係
住 所：〒780-8528 高知県高知市丸ノ内一丁目3番30号
電 話：088-821-2170

令和8年2月2日

四国森林管理局長 田中晋太郎

【お知らせ】

- 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。
この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job_soumu/top.html
- 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。